

地域創生・人口減少対策本部設置要綱（案）

（設置）

第1条 地方の人口減少が進行する中、東日本大震災・原発事故等に伴い、より問題が深刻化し、地域の姿そのものが変化しつつあることを踏まえ、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する取組について全庁一体となって加速させていくため、地域創生・人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、対策本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 対策本部の下に、ワーキンググループを設置することができる。

（所掌事務）

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域創生・人口減少対策の全庁的な推進に関すること。
- (2) 地域創生・人口減少対策の総合調整に関すること。
- (3) 国、市町村等との連絡調整に関すること。
- (4) その他地域創生・人口減少対策に係る重要事項に関すること。

（会議）

第4条 対策本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 対策本部の事務局を企画調整部復興・総合計画課に置く。

- 2 事務局は、対策本部の運営に必要な庶務を行う。

（本部長への委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月 日から施行する。

別表

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	直轄理事 安全管理監 総務部長 企画調整部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 企業局長 原子力損害対策担当理事 子育て支援担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 観光交流局長 病院局長 教育長 警察本部長 県北地方振興局長